

03 福祉サービス利用の相談ができるところ

(障害福祉課・相談支援事業所)

福祉サービスは、発達に支援の必要な子ども、障害のある子どもが地域の中で自分らしく育ち、暮らすことを支えるための公的なサービスです。(詳しい各種サービスについてはP.36掲載の「障害福祉のしおり」をご覧ください。)

サービスの種類によって対象者が限られます。乳幼児期に利用されることの多いものには、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。また、放課後等デイサービスは、学齢期に利用できるサービスの一つです。いずれも、子どもがサービスの対象となるかどうかを確認して、申請および契約を行う必要があります。

【連絡先】 サービス全般に関する問い合わせ先



名称	住所	電話番号	FAX
障害福祉課	市役所本館 1 階	528-2726	524-0086

【利用に関する相談先】 相談支援事業所(乳幼児の場合)

名称	住所	電話番号	FAX
わくわく 相談支援事業所	和邇中 176-1 (北部こども療育センター内)	594-5100	594-8416
やまびこ 相談支援事業所	馬場二丁目 13-50 (やまびここども療育センター内)	523-7711	527-0293
のびのび 相談支援事業所	萱野浦 1-11 (東部こども療育センター内)	545-0066	544-1415

療育を利用したいときは
どこで手続きするのかな？



どんな福祉サービスが
使えるのかな？

【利用に関する相談先】 相談支援事業所(小学生以上の場合)

名 称	住所	電話番号	FAX
木戸障害者相談支援センター	木戸709	592-8022	592-8018
彩葉ケアサポート	清和町 20-8	050-3786-9027	502-2131
ブリッジ	真野二丁目27-1	575-7858	575-7858
らん相談支援事業所	本堅田二丁目19-3	080-3809-9107	574-7195
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目1-15	578-5720	578-5740
相談支援事業所トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207	572-5207
相談支援事業所オチヨビー	桜野町二丁目10-32	575-1397	—
生活支援センター (やまびこ総合支援センター内)	馬場二丁目 13-50	527-0486	527-0334
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	535-9103	535-9208
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288	572-6233
相談支援センター すまいる・らふ	大萱四丁目 3-7	545-2525	545-2526
障がい児者相談センター みゆう	大萱七丁目 6-43 (びわこ共生モール 2 階)	548-7444	548-7144
地域生活サポートセンター じゅが	一里山二丁目 2-8	548-3511	548-3515
相談支援事業所たね	黒津五丁目 1-14	070-6547-8170	546-7572

乳幼児の福祉サービス利用の流れ

※

(※1児童発達支援 ※2保育所等訪問支援 ※3居宅訪問型児童発達支援 等)

- ① 児童発達支援等の利用申請
- ② 相談支援の利用申請
- ③ 相談支援事業所との契約
- ④ 相談支援専門員との面談（居宅訪問にて）
※面談後、相談支援専門員が「利用計画(案)」を作成します
- ⑤ 「利用計画(案)」の提出

サービスの支給決定
利用計画の確定



サービス提供事業者との利用契約

児童発達支援等利用開始

【モニタリング】

相談支援専門員が家庭を訪問し、サービスの利用状況や今後の利用に関する意向等を聞き取ります

※1 児童発達支援 ……主に就学前の、発達に心配のある子どもに対しての通所による療育支援

※2 保育所等訪問支援 ……専門のスタッフが子どもの通う園に訪問してサポートする支援

※3 居宅訪問型児童発達支援…重度の障害により外出できない子どもの自宅に訪問しての療育支援

放課後等デイサービス利用の流れ

障害福祉課・天津市障害者自立支援協議会主催の「放課後の過ごし方説明会(動画)」及び「個別相談会」を毎年実施しています。5月以降に案内を配布しています。必要な方はお申し込みください。

① 子どもが利用対象となるかを確認しましょう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校に就学し障害者手帳を持っている子どもが対象です。手帳を持っていない場合は主治医の診断書または特別支援学校及び特別支援学級の在籍証明書が必要です。

② 天津市役所障害福祉課から書類を取り寄せましょう。

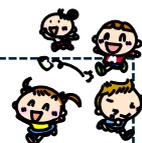
(相談支援事業所を利用されている場合はそちらに連絡してください。)

③ 事前に見学して、利用を希望する事業所を決めましょう。

天津市障害福祉課 HP(障害福祉サービス等事業所一覧)や本冊子P31～34「放課後の支援」に掲載しています。事業所にはあらかじめ電話で予約のうえ、見学してください。

【見学のポイント】

- * 本人にあった活動プログラム、集団であるかどうか
- * 家からの距離、送迎の有無
- * 週に何回利用するか
 - 天津市では基本的に利用は月 15 日(1週間に3回程度)
 - 利用が可能か事業所に空き状況を確認してください。
 - 複数の事業所を利用することもできます。但し、多くの事業所や日数を利用することで、子どもに負担がかからないかを十分検討ください。



④ 必要書類をそろえて障害福祉課に提出してください。

⑤ 「サービス等利用計画」の作成が必要です。(P18の相談支援事業所にご相談ください。)

⑥ 障害福祉課から受給者証が届きます。

一か月の利用日数や自己負担額上限が記載されているので確認しましょう。

利用にあたっては、利用料とおやつ代がかかります。法定利用料の1割は個人の負担です。但し受給者証に記載されている上限額は超えません。

＜上限月額＞	市民税額所得割	28万円未満	4,600円
		28万円以上	37,200円

⑦ 事業所と契約をして利用を開始します。

※長期休暇等、利用の仕方を変更するたびに、障害福祉課で手続きが必要です。